



2019年8月16日

各 位

会社名 日本社宅サービス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
 (コード番号 8945 東証第一部)
 問合せ先 取締役総務グループ長 田中 俊治
 (TEL. 03 - 5229 - 8700)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について2019年9月27日開催予定の当社第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日発表いたしました「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、本定時株主総会の承認可決を前提として、2020年7月1日（予定）を効力発生日として持株会社へ移行する予定です。これに伴い、商号、事業目的、並びに取締役及び監査役の員数の変更を行うものであります。
- (2) 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図るため、業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2019年9月27日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日（上記1.（1）に係る変更）	2019年9月27日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日（上記2.（1）に係る変更）	2020年7月1日（水曜日）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本社宅サービス株式会社</u> と称し、英文では <u>Japan Corporate Housing Service Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>サンネクスタグループ株式会社</u> と称し、英文では <u>SUNNEXTA GROUP Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと <u>並びに国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を保有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。
1. ～41. (条文省略)	1. ～41. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第18条（条文省略）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第30条（条文省略）</p> <p>（員数） 第31条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第47条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第3条～第18条（現行どおり）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第30条（現行どおり）</p> <p>（員数） 第31条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第47条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（商号）、第2条（目的）、第19条（員数）、第31条（員数）の変更は、2019年9月27日開催予定の第21期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

以 上